

No. 8473

**JAPAN
and
REPUBLIC OF KOREA**

**Agreement on the settlement of problems concerning
property and claims and on economic co-operation (with
Protocols, exchanges of notes and agreed minutes).
Signed at Tokyo, on 22 June 1965**

Official texts: Japanese and Korean.

Registered by Japan on 15 December 1966.

**JAPON
et
RÉPUBLIQUE DE CORÉE**

**Accord relatif aux ~~aux~~ règlement de problèmes concernant les
biens et les réclamations et à la coopération économique
(avec Protocoles, échanges de notes et procès-verbaux
agréés). Signé à Tokyo, le 22 juin 1965**

Textes officiels japonais et coréen.

Enregistré par le Japon le 15 décembre 1966.

EXCHANGE OF NOTES CONCERN-
ING THE DETAILS FOR THE
IMPLEMENTATION OF THE
FIRST PROTOCOL

ÉCHANGE DE NOTES RÉGISSANT
LES MODALITÉS D'APPLICATION
DU PREMIER PROTOCOLE

I

[JAPANESE TEXT — TEXTE JAPONAIS]

(第一議定書の実施細目に関する交換公文)

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日署名された財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定（以下「協定」という。）の第一議定書（以下「議定書」という。）に言及する光榮を有します。日本国政府は、両国政府が議定書第七条の規定に基づいて次のとおり合意することを提案いたします。

I 実施計画

1 議定書第一條の年度実施計画（以下「実施計画」という。）は、両政府がその始期及び終期を合意する年度について決定されるものとする。

2 実施計画の決定は、原則として次のとおり行なわれるものとする。

(a) 第一年度を除く各年度の実施計画は、その適用される年度の開始に先だつて決定される。このため当該年度の実施計画は、その年度の開始の少なくとも六十日前に協議のため日本国政府に提出される。

(b) 第一年度の実施計画は、協定の効力発生の日から六十日以内に決定される。このため同年度の実施計画は、できる限りすみやかに日本国政府に提

EXCHANGE OF NOTES CONCERN-
ING THE IMPLEMENTATION OF
THE PROVISIONS OF ARTICLE I,
PARAGRAPH 1 (b) OF THE
AGREEMENT

ÉCHANGE DE NOTES CONCER-
NANT L'APPLICATION DES DIS-
POSITIONS DU PARAGRAPHE I, b,
DE L'ARTICLE PREMIER DE
L'ACCORD

I

[JAPANESE TEXT — TEXTE JAPONAIS]

(請求権経済協力協定第一条 1 (b) の規定の実施に関する交換公文)

(日本側書簡)

貴簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日署名された財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定（以下「協定」という。）第一条 1 (b) の規定の実施に関し、両国政府が次のとおり合意することを提案する光榮を有します。

1 協定第一条 1 (b) に定める貸付けは、大韓民国政府と海外経済協力基金との間で締結されることになる借款契約及び事業別の事業計画合意書に基づき行なわれる。

2 両政府は、1 にいう借款契約及び事業計画合意書には次の諸条件が含まれることになることを了解する。

(a) 貸付けの実行は、合理的な程度に各年均等に配分して行なわれる。

(b) 元金の償還期間は、それぞれの事業計画合意書の効力発生の日から六

EXCHANGE OF NOTES CONCERN-
ING THE JOINT COMMITTEE
PROVIDED FOR IN ARTICLE I,
PARAGRAPH 2 OF THE AGREE-
MENT

ÉCHANGE DE NOTES CONCER-
NANT LE COMITÉ MIXTE PRÉVU
AU PARAGRAPHE 2 DE L'AR-
TICLE PREMIER DE L'ACCORD

I

[KOREAN TEXT — TEXTE CORÉEN]

1965년 6월 22일

토오코오에서

각하.

본관은 금일 서명된 대한 민국과 일본국 간의 재산 및 청구권에 관한 문제의 해결과 경제 협력에 관한 협정 (이하 "협정"이라 함) 제 1조 2에서 정하는 합동 위원회에 관하여, 양국 정부가 다음과 같이 합의할 것을 제안합니다.

- 1 합동 위원회는 토오코오에 설치한다.
- 2 합동 위원회는 양 정부가 각각 임명하는 대표 1명 및 대표 대리 수명으로 구성된다.
- 3 합동 위원회는 일방 정부의 대표의 요청에 의하여 회합한다.
- 4 합동 위원회는 다음의 사항에 관한 권고들 위하여 협의를 행하는 것을 임무로 한다.

(a) 제 1의정서에 의거한 연도 실시 계획, 계약의 인증 및 지불에 관한 절차

EXCHANGE OF NOTES CONCERN-
ING THE EXTENSION OF PRI-
VATE COMMERCIAL CREDITSÉCHANGE DE NOTES CONCER-
NANT L'OCTROI DE CRÉDITS
COMMERCIAUX PRIVÉS

I

[JAPANESE TEXT — TEXTE JAPONAIS]

(商業上の民間信用供与に関する交換公文)

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、日本国の国民が大韓民国の政府又は国民に対し行なう商業上の民間信用供与に関して両国政府の代表者間で到達した次の了解を確認する光榮を有します。

1 三億合衆国ドル(三〇〇、〇〇〇、〇〇〇ドル)の額をこえる商業上の基礎による通常の民間信用供与が、日本国の国民により締結されることがある適当な契約に基づいて、大韓民国の政府又は国民に対し行なわれることが期待され、これらの信用供与は関係法令の範囲内で容易にされ、かつ、促進されるものとする。

2 1の供与には、九千万合衆国ドル(九〇、〇〇〇、〇〇〇ドル)の額に達することが期待される漁業協力のための民間信用供与及び三千万合衆国ドル(三〇、〇〇〇、〇〇〇ドル)の額に達することが期待される船舶輸出のため

めの民間信用供与が含まれ、これらの信用供与が日本国政府により承認され